

使用済自動車の再資源化等に関する法律

(平成十四年七月十二日法律第八十七号)(抄)

(許可の基準)

第六十二条 都道府県知事は、第六十条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 略

二 解体業許可申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 略

ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ハからト 略

チ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの

リからヌ 略

(許可の取消し等)

第六十六条 都道府県知事は、解体業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一から三 略

四 第六十二条第一項第二号イからヌまでのいずれかに該当するに至ったとき。